

# 序 章 計画の基本的事項

## 1. 改定の背景

この章では、計画の背景や基本的な事項、前計画「第2次瀬戸市環境基本計画（以下、「第2次計画」と称す。）」の総括、本計画を改定する上での計画の視点を示します。

本市は、名古屋市の北東約20kmに位置し、周囲を標高100～300mの小高い山々に囲まれ、気候も温暖なまちとなっています。また、良質で豊富な陶土に恵まれたこの地で、先人たちは新しい技術や文化を柔軟に取り入れ、「せとものまち」を発展させてきました。

一方で、市民の日常生活や社会活動の変化により環境への負荷が増大し、工場や自動車の排気ガスによる大気汚染、事業所や家庭からの排水による水質汚濁、廃棄物の増加といった身近な環境問題から、地球温暖化の進行、生物多様性の低下といった地球規模の問題など、さまざまな環境問題が生まれてきました。

このような環境問題に対処するために、本市では第1次計画となる「瀬戸市環境基本計画」を平成11年度（1999年度）に策定しました。次いで、平成22年度（2010年度）に策定した第2次計画に基づき、市民や事業者と市の連携・協働もさらに進み、自然環境の保全のための活動や地球環境の向上のための取組を進めてきました。

さらに、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災を契機としたエネルギー問題や、気候変動問題をはじめとした地球環境の危機など、新たな環境課題も発生してきています。

世界的には、平成27年（2015年）の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に基づくCO<sub>2</sub>の削減目標に向けた取組や、平成22年（2010年）の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で設定された「愛知目標」による生物多様性を守るための取組などが断続的に進められています。

また、平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に基づき、持続可能な世界を実現するために、地球上の誰一人として取り残さぬよう、先進国のみならず発展途上国も含めた国連に加盟する全ての国がSDGs達成に向けた取組を進めています。

このように本市を取り巻く環境情勢が刻々と変化する中、本市は、第1次計画から一貫して「環境創造都市」を標榜しています。

市民や事業者一人ひとりの身近な環境への取組が本市の自然環境や生活環境を向上させ、良好な地球環境の持続性にもつながることを意識し、瀬戸の良好な環境を次代につなぐことを目的として、令和2年度（2020年度）に「第3次瀬戸市環境基本計画（以下、「第3次計画」と称す。）」を策定しています。

第3次計画の期間は、令和3年度（2021年度）からの10年間とし、目標年次を令和12年度（2030年度）としており、環境の保全と創造に向けた持続的な取組が計画的に実施されるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

その後、我が国における生物多様性基本法に基づく令和5年（2023年）の「生物多様性国家戦略 2023-2030」の策定や、令和4年（2022年）に昆明・モンリオール生物多様性枠組でネイチャーポジティブに向けた世界目標が定められるなど、生物多様性が重視されるようになりました。

このようなことから、本改定は、第3次計画の中間評価の実施とともに、近年の社会動向に鑑み、「生物多様性地域戦略」を統合策定するものです。





## 2. 位置づけ

序章

第1章

第2章

第3章

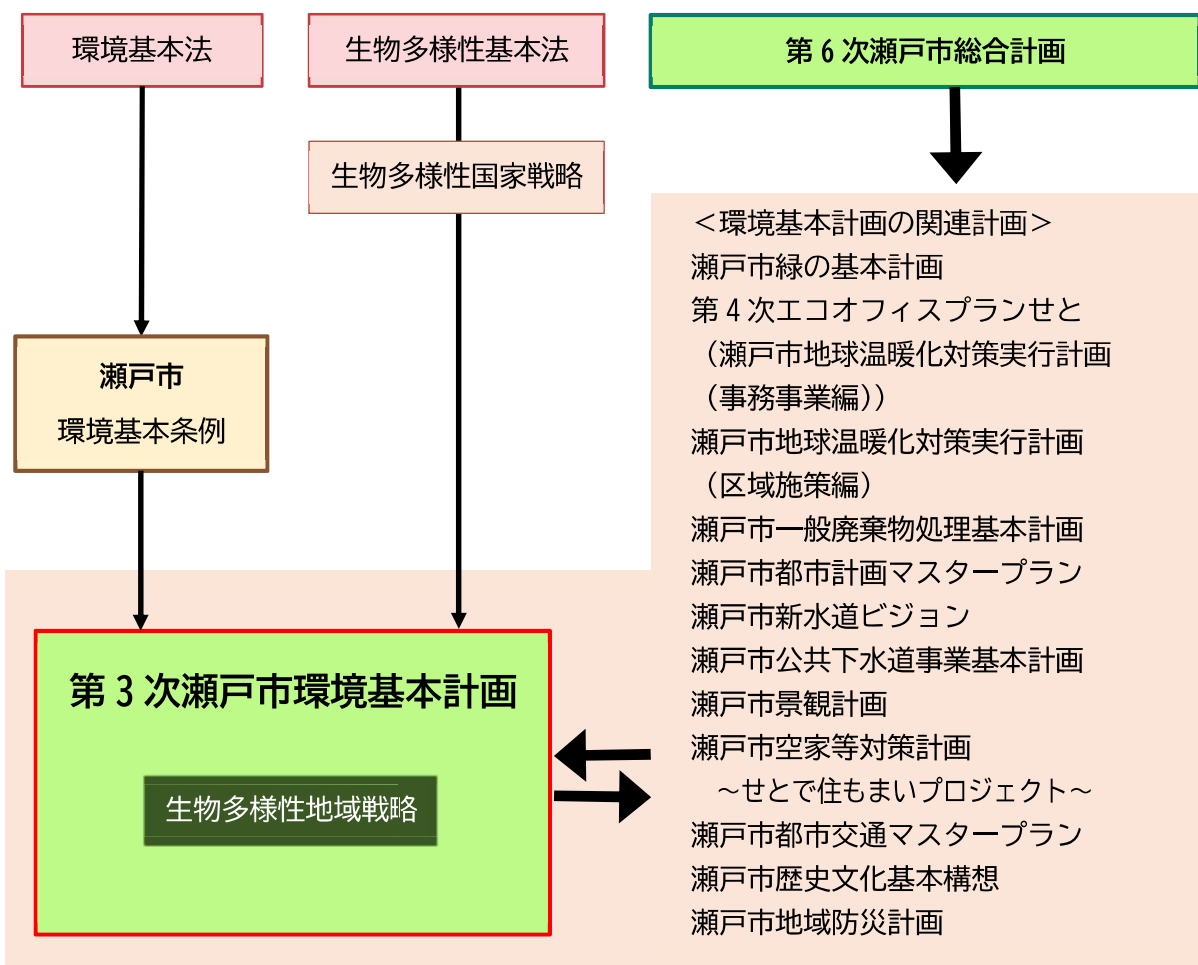
第4章

第5章

巻末資料

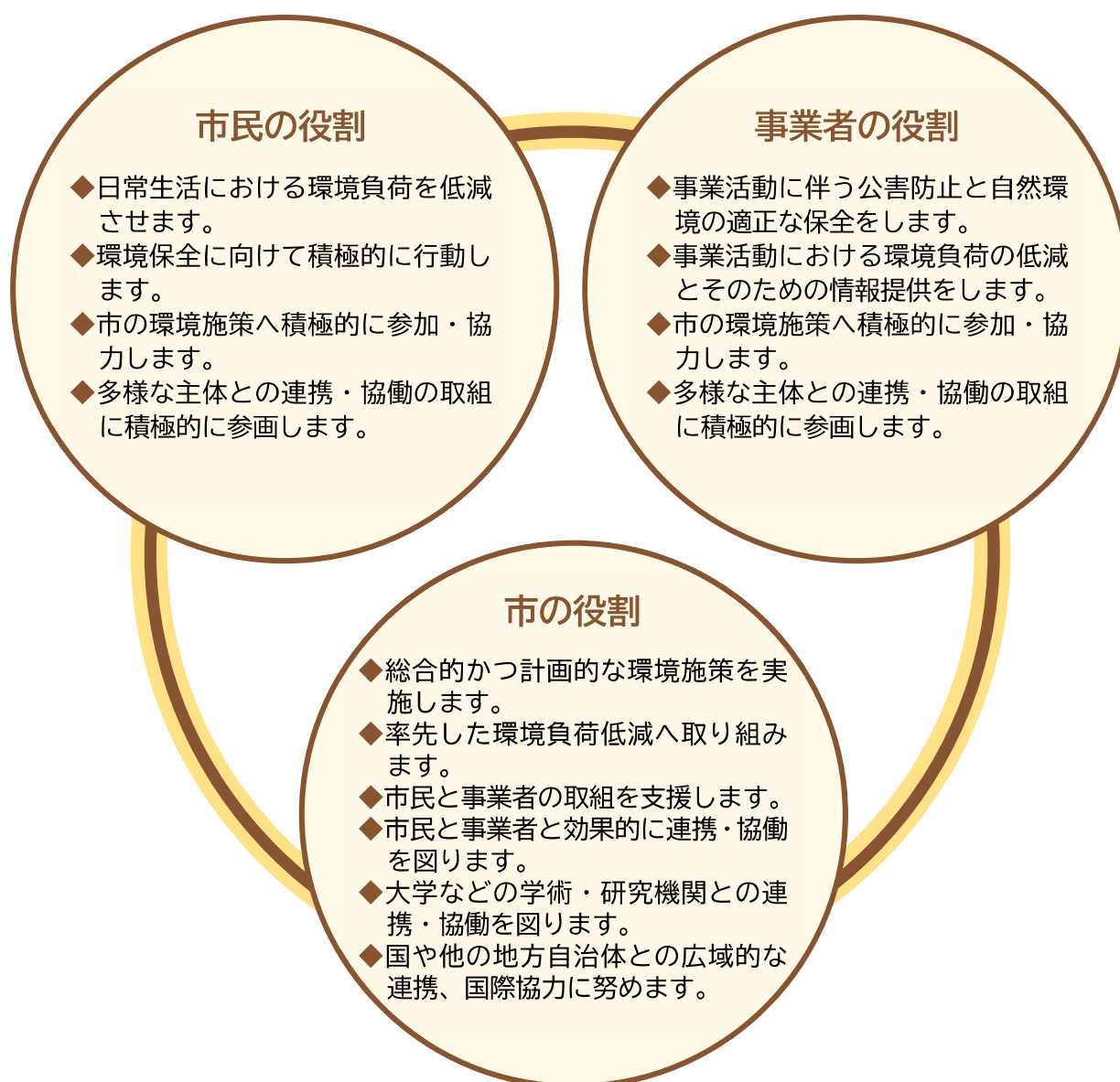
本計画は、本市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画であり、瀬戸市環境基本条例を根拠として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「第6次瀬戸市総合計画」をはじめとする本市の関連計画を、環境の側面から効果的に推進する役割を果たすと同時に、市民・事業者・市が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示しています。



### 3. 市民・事業者・市の役割

本計画の根拠となる「瀬戸市環境基本条例」では、市民・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを定めています。本計画でも、それぞれの役割に沿った施策や方針を掲げます。



市民・事業者・市の主な役割

## 4. 期間

本計画の対象とする期間は、施策やプロジェクトの推進によって中長期的な目標が達成されるよう令和3年度（2021年度）からの10年間とし、目標年次を令和12年度（2030年度）とします。

また、環境の保全と創造に向けた持続的な取組が計画的に実施されるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 5. 地域

本計画の対象とする地域は、市民の生活の場、事業者の事業活動の場であると同時に、多種多様な生物の生息・生育の場でもある、市全域とします。

また、方針や目標に応じて、市外の環境や、社会全体、地球全体の環境に対する配慮事項についても本計画の対象とします。

## 6. 環境分野

本計画の対象とする環境分野は、本市を取り巻く4つの環境分野（自然環境、生活環境、都市・快適環境、地球環境）のうち、都市・快適環境を除く3つの環境分野と、これらに関連して行われる環境保全活動や環境教育など市民・事業者との連携・協働に関するものとします。なお、都市・快適環境については、本市の関連計画において、当該分野の環境の保全・創造を図ります。

本計画が対象とする環境分野

自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林、河川、湖沼・ため池、湿地</li> <li>・生物多様性、外来生物</li> <li>・里地里山、身近な自然環境</li> <li>・ふれあい活動の場</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気、水質、土壌、音・振動、臭気</li> <li>・廃棄物（3R、ごみの適正処理、産業廃棄物、不法投棄）</li> <li>・まちの環境</li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化（温室効果ガス）</li> <li>・資源、エネルギー（再生可能エネルギー、未利用資源、省エネルギー）</li> </ul>
連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体（市民、事業者、学術・研究機関、市など）</li> <li>・グリーンな経済システム（環境ビジネス、ESG投資など）</li> <li>・環境教育、環境学習</li> <li>・環境情報、環境イベント</li> </ul>

※不法投棄：産業廃棄物の投棄やポイ捨てを含めます。

※各環境分野において、本市の関連計画で取り扱うものと重複する項目も含まれています。

関連計画で取り扱う環境分野

都市・ 快適環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤（上下水道、道路、公共交通）</li> <li>・快適空間（まちなみ景観、公園・緑地、公共空間）</li> <li>・歴史文化（歴史文化財、文化施設、地場産業）</li> </ul>
-------------	---

※主な関連計画としては、瀬戸市緑の基本計画、第4次エコオフィスプランせと、瀬戸市都市計画マスタープランなどが想定されます。